

【短期入所療養介護の利用料金】

介護保険の適用となる（ご利用者負担分：介護報酬に介護保険負担割合証記載の割合を乗じた額）項目（介護保険法に定める**単位数**を表示します。）

要介護の方

【介護老人保健施設短期入所療養介護費（Ⅰ）ⅰ～ⅳ】

介護老人保健施設は、在宅復帰を目的とする施設ですので、算定日が属する月（利用月）前6カ月の在宅復帰の状況とベッドの回転率を指標とし、1日につき居室・要介護度に応じていずれかの単位になります。

要介護1	752単位	【基本型】 1人部室	要介護1	827単位	【基本型】 2人室・4人室
要介護2	799単位		要介護2	876単位	
要介護3	861単位		要介護3	939単位	
要介護4	914単位		要介護4	991単位	
要介護5	966単位		要介護5	1,045単位	

要介護1	794単位	【在宅強化型】 1人部室	要介護1	875単位	【在宅強化型】 2人室・4人室
要介護2	867単位		要介護2	951単位	
要介護3	930単位		要介護3	1,014単位	
要介護4	988単位		要介護4	1,071単位	
要介護5	1,044単位		要介護5	1,129単位	

【在宅復帰・在宅療養支援機能加算（Ⅰ）、（Ⅱ）】

在宅復帰への取り組み状況や結果（在宅復帰率、ベッド回転率等）、リハビリ専門職員の基準以上の配置等を行っている場合に、1日につき（Ⅰ）**34単位**、（Ⅱ）**46単位**が加算されます。

【夜勤職員配置加算】

夜勤の職員配置基準を上回る施設に該当しますので、1日につき**24単位**が加算されます。

【個別リハビリテーション実施加算】

個別リハビリテーション計画に基づき、理学療法士等が個別リハビリテーションを実施した場合は、1日につき**240単位**が加算されます。

【認知症行動・心理症状緊急対応加算】

認知症や心理症状のため緊急に短期入所された場合、7日以内を限度に1日につき**200単位**が加算されます。

【緊急短期入所受入加算】

上記、認知症等以外の理由で緊急に短期入所された場合、7日（やむを得ない事情がある場合は14日）以内を限度に1日につき**90単位**が加算されます。

【重度療養管理加算】

要介護4または要介護5の方で、次のいずれかの状態にある方は、**120単位/日**が加算されます。

- ①. 常時頻回の喀痰吸引を実施している状態
- ②. 呼吸障害等により人工呼吸器を使用している状態
- ③. 中心静脈注射を実施している状態
- ④. 人工腎臓を実施しており、かつ、重篤な合併症を有する状態
- ⑤. 重篤な心機能障害、呼吸障害等により常時モニター測定を実施している状態
- ⑥. 膀胱または直腸の程度が身体障害程度の4級以上に該当し、ストーマの処置を実施している状態
- ⑦. 経鼻胃管や胃ろう等の経腸栄養が行われている状態
- ⑧. 褥瘡に対する治療を実施している状態
- ⑨. 気管切開が行われている状態

【送迎加算】

福井市北部と坂井市**春江町内**を送迎提供可能地域とし、1回（片道）につき、**184単位**が加算されます。通所リハビリテーションの送迎時刻とは異なりますのでご了承ください。※ 送迎提供可能地域の**福井市北部**とは、運営規定に定める通常の事業実施地域であり、河合小・森田小・明新小の各小学校区内と中藤小学校区の一部（フェニックス通り以西）とします。

【総合医学管理加算】

治療管理を目的として短期入所され、診療方針を定めて、投薬、検査、注射、処置等を行い、かかりつけ医に対し、必要な情報を提供した場合、7日を限度として1日につき、**275単位**が加算されます。

【認知症専門ケア加算（Ⅰ）、（Ⅱ）】

認知症の利用者に対し、認知症に関する研修を受講した職員が中心となりケアを行った場合に、1日につき（Ⅰ）**3単位**が、それに加え、指導者研修を受けた職員が配置され認知症に関する指導や研修を行っている場合に、1日につき（Ⅱ）**4単位**が加算されます。

【療養食加算】

医師の指示に基づいて、糖尿病食、腎臓病食、肝臓病食、胃潰瘍食、貧血食、すい臓病食、高脂血症食、痛風食、特別な場合の検査食のいずれかを提供した時に1食につき**8単位**が加算されます。

【緊急時治療管理 または 特定治療】

容態が急変したとき等に所定の対応を行ったときには、1日につき**518単位**が加算されます。または、施設内において所定の医療行為を行った場合には、診療報酬の算定方法に基づき、所定の単位が加算されます。

【サービス提供体制強化加算（I）】

介護職員の総数のうち介護福祉士の割合が80%以上、または勤続10年以上の介護福祉士の割合が35%以上の施設に該当しますので、1日につき**22単位**が加算されます。

【介護職員処遇改善加算（I）】

介護職員の処遇（賃金）が全産業と比較して顕著に低く、更に深刻な人材不足です。この状況を改善するため、平成21年より介護職員処遇改善交付金として交付されてきたものが、介護報酬として算定されることになりました。これにより、上記、全ての単位数に**1000分の39**を乗じたものが加算されます。

【介護職員等特定処遇改善加算（I）】

経験・技能のある介護人材の処遇改善を図り、将来的な介護人材の確保を目的として、従来の介護職員処遇改善加算が拡充されました。計画に基づき適切な措置を講じている場合に、上記、全ての単位数（介護職員処遇改善加算（I）を除く）に**1000分の21**を乗じたものが加算されます。

【介護職員等ベースアップ等支援加算】

介護職員等の賃金の改善に要する費用の見込み額が、介護職員等ベースアップ等支援加算の算定見込み額を上回る賃金改善に関する計画を策定し、当該計画に基づき適切な措置を講じている場合に、上記、全ての単位数（介護職員処遇改善加算（I）、介護職員等特定処遇改善加算（I）を除く）に**1000分の8**を乗じたものが加算されます。

要支援の方

【介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費（I） i～iv】（概要は、**要介護の方**をご覧ください。）

		【基本型】			【基本型】
要支援1	577単位	} 1人部屋	要支援1	610単位	} 2人室・4人室
要支援2	721単位		要支援2	768単位	
		【在宅強化型】			【在宅強化型】
要支援1	619単位	} 1人部屋	要支援1	658単位	} 2人室・4人室
要支援2	762単位		要支援2	817単位	

【夜勤職員配置加算】

1日につき**24単位**が加算されます。（概要は、**要介護の方**をご覧ください。）

【個別リハビリテーション実施加算】

1日につき**240単位**が加算されます。（概要は、**要介護の方**をご覧ください。）

【認知症行動・心理症状緊急対応加算】

7日を限度に1日につき**200単位**が加算されます。（概要は、**要介護の方**をご覧ください。）

【在宅復帰・在宅療養支援機能加算（I）、（II）】

1日につき（I）**34単位**、（II）**46単位**が加算されます。（概要は、**要介護の方**をご覧ください。）

【送迎加算】

1回（片道）につき、**184単位**が加算されます。（概要は、**要介護の方**をご覧ください。）

【総合医学管理加算】

1日につき**275単位**が加算されます。（概要は、**要介護の方**をご覧ください。）

【認知症専門ケア加算（I）、（II）】

1日につき（I）**3単位**、（II）**4単位**が加算されます。（概要は、**要介護の方**をご覧ください。）

【療養食加算】

1食につき**8単位**が加算されます。（概要は、**要介護の方**をご覧ください。）

【緊急時治療管理 または 特定治療】

1日につき**518単位**または、所定の単位が加算されます。（概要は、**要介護の方**をご覧ください。）

【サービス提供体制強化加算（I）】

1日につき**22単位**が加算されます。（概要は、**要介護の方**をご覧ください。）

【介護職員処遇改善加算（I）】

上記、全ての単位数に**1000分の39**を乗じたものが加算されます。（概要は、**要介護の方**を参照下さい。）

【介護職員等特定処遇改善加算（I）】

上記、全ての単位数（介護職員処遇改善加算(I)を除く）に**1000分の21**を乗じたものが加算されます。（概要は、**要介護の方**を参照下さい。）

【介護職員等ベースアップ等支援加算】

上記、全ての単位数（介護職員処遇改善加算(I)、介護職員等特定処遇改善加算(I)を除く）に**1000分の8**を乗じたものが加算されます。（概要は、**要介護の方**を参照下さい。）

地域区分による単位あたりの単価

国家公務員の地域手当に準じ、8区分に地域が分けられその地域区分とサービスの種類（入所・通所等）に応じ、それぞれの単位あたりの単価が定められています。当施設の所在地である福井県福井市は、7級地に区分されます。厚労省告示により、7級地の介護保健施設サービス（老健入所）における1単位の単価は、**10円に1000分の1014を乗じて得た額**（ご利用者負担分：介護報酬に介護保険負担割合証記載の割合を乗じた額）と定められています。

介護保険が適用されない（全額自費になる分）項目

【居住費】 光熱水費および室料（1人室のみ）、**【食費】** 食材料費および調理コスト（人件費等）相当分です。

日額	第1段階	第2段階	第3段階①	第3段階②	第4段階
滞在費（1人室）	490円	490円	1,310円	1,310円	1,680円
滞在費（多床室）	0円	370円	370円	370円	600円
食費（全室共通）	300円	600円	1,000円	1,300円	朝食 380円 昼食 650円 夕食 650円

居住費と食費につきましては、市町村が発行する「**介護保険負担限度額認定証**」を提示された方は、**第1～3段階**の減免措置を受けることができます。（それ以外の方は、**第4段階**の料金になります。）

【その他の料金】

日用品費	220円/日	ボディーソープ、シャンプー・リンス等日用品の購入費
教養娯楽費	220円/回	クラブ活動の参加の都度（うち消費税20円）
個室料	1,650円/日	うち消費税 150円
2人室料	770円/日	うち消費税 70円
電気料	55円/日	持ち込み電気製品1機種につき（携帯電話充電器については27円）
貸テレビ	220円/日	電気料（55円/日）込み
理美容代	実 費	調髪総仕上げ、丸刈り、パーマ、毛染め、顔剃り等
文書作成料	実 費	傷病手当金請求書記入等

上記料金の他に、ご利用者またはご家族様の選択により購入を希望される日常生活品等については、**実費**にて徴収させていただきます。